

【経営計画書作成個別相談会のご案内】

経営計画書の作成を支援します！

「売上を伸ばしたい」「販路を開拓したい」「生産性向上の取り組みをしたい」などをお考えの小規模事業者の皆さま、現在、「小規模事業者持続化補助金」の公募期間中です。

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者等が持続的な経営に向けた経営計画書に基づき、販路開拓や生産性向上の取り組みを支援するための補助金です。（裏面参照）

当会の経営支援員等が、申請書の書き方のポイントなどを説明し、作成を支援をします。ぜひご利用下さい。



| | |
|-------------|--|
| 開催期間 | ～令和3年1月29日（金） ※事前予約制 |
| 開催場所 | 輪之内町商工会館（輪之内町四郷 2520） |
| 対象者 | 小規模事業者、創業予定者 ※小規模事業者とは、常時雇用する従業員数が5人以下の卸売業・小売業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）、20人以下の製造業・その他の業種に該当する事業者のことです |
| 専門家 | 中小企業診断士等 |
| お申込み | 下記申込書にて、輪之内町商工会までお申込みください。 ※お申込み後、相談日時等について、ご連絡させていただきます。 |

経営計画書作成に関する個別相談会 申込書

| | | | | |
|-------|--|--------|------|---|
| 事業所名 | | | 業 種 | |
| 住 所 | | | 従業員数 | 名 |
| T E L | | F A X | | |
| 相談者名 | | E-mail | | |
| 相談内容 | | | | |

※ご記入いただいた個人情報は、本事業に関する連絡・各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

お問合せ・お申込み先

輪之内町商工会

TEL: 69-2188 FAX: 69-3953 E-mail: wanouchi@ml.gifushoko.or.jp

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が持続的な経営に向けた経営計画書に基づく、販路開拓や生産性向上の取り組みを支援するための補助金です。

一般型

※次回申込み締切：令和3年2月5日（金）

上限金額：原則50万円（補助金：2/3）

対象となる
取り組み例

- 新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
- 店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- 集客力を高めるための店舗改装
- 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
- ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

※認定市町村による特定創業支援事業の支援を受けた小規模事業者は上限100万円。
※法人設立日が2020年1月1日以降である会社、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については上限が100万円。
※複数の事業者が共同して申請することも可能。その場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額×連携小規模事業者等の数」の金額。但し、1,500万円が上限。

コロナ特別対応型

※次回申込み締切：令和2年12月10日（木）

上限金額：原則100万円（補助率：Aのみの場合＝2/3、B・Cを含む場合＝3/4）

・上記の一般型に加え、補助対象経費の1/6以上が、以下A・B・Cのいずれかの要件に合致する。

| A サプライチェーン毀損への対応 | B 非対面型ビジネスモデルへの転換 | C テレワーク環境の整備 |
|---|---|------------------------------|
| 顧客への製品供給を継続するために必要となる設備投資や製品開発を行うこと | 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと | 従業員等がテレワークを実践できるような環境を整備すること |
| 対象となる取り組み例 | 対象となる取り組み例 | 対象となる取り組み例 |
| ・外部から部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資 ・製品供給を継続するための投資 | ・店舗販売をしている事業者が新たにEC販売に取り組むための投資 ・テイクアウト用メニューの試作開発費 | ・WEB会議システム導入 ・クラウドサービス導入 |

一般型・コロナ特別対応型への追加支援

①「事業再開枠」

上限金額：50万円（補助率：定額）

事業者が事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取り組みについて補助

対象となる
取り組み例

- ・消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置等）、換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入
- ・マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ヘアネット、アクリル板、防護スクリーン等の購入
- ・清掃作業、クリーニングの外注

②「特例事業者」へ補助上限金額の上乗せ

上乗せ上限金額：50万円

（補助率：申請する型の補助率に準ずる）

クラスター対策が、特に必要とされる施設で事業を行う事業者（特例事業者・条件あり）は、補助上限金額が上乗せ
※上乗せ分の50万円は、事業再開枠が応募する型の補助金に分配可能

対象事業者

- ・屋内運動施設
- ・バー、カラオケ
- ・ライブハウス
- ・接待を伴う飲食店

令和2年10月13日現在

お問合せ・お申込み先

輪之内町商工会

TEL:69-2188 FAX:69-3953 E-mail:wanouchi@ml.gifushoko.or.jp